光かヒューマン・プライム通信

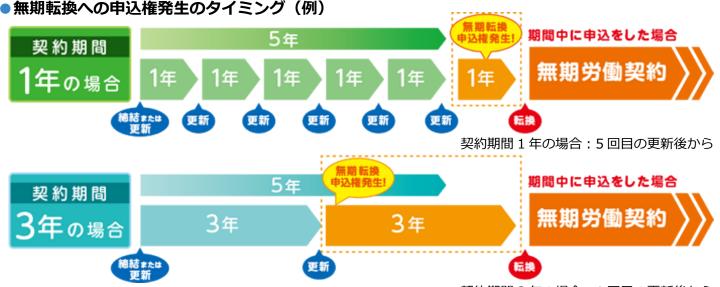
社会保険労務士法人ヒューマン・プライム 株式会社ヒューマン・プライム 東京都中央区日本橋人形町 1-18-9 AT ビル 5F 〒103-0013 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社



有期契約労働者の無期転換に関する Q&A

労働契約法改正に伴い、無期転換ルールが来年平成30年から本格的に行われることになりますので、今回の通信ではよくお問合せ頂く疑問をQ&A形式でご紹介します。まず無期転換ルールとは、同一の企業との間で、有期労働契約が5年を超えて更新しており、有期契約労働者(契約社員、パートタイマー、アルバイトなど)からの申込みがあった場合には、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換しなくてはならないルールのことです。



契約期間3年の場合:1回目の更新後から

- O: 無期転換の申込みを会社は断ることが出来ますか?
 - A: 会社は労働者からの無期転換の申込みを断ることは出来ません。
- Q:無期転換ルールの適用に当たって、契約期間はいつからの有期労働契約が通算されますか? A: 通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始をした有期労働契約からカウントされます。
- Q: 通算5年を超えた場合には、自動的に無期労働契約へ転換されますか?

A: 会社が自動的に無期転換される制度を設けている場合を除いて、自動的に転換されることはありません。無期労働契約への転換は、労働者から会社へ【申込み】があった場合に無期労働契約へ転換されます。

O: 無期転換の申込みがあった場合、すぐに無期労働契約へ転換しなければならないのですか?

A: すぐに無期労働契約へ転換されるわけではなく、会社に申込みがあった有期労働契約が終了する 日の翌日から、無期労働契約を締結することになります。

O: すでに 5 年を経過していた場合にはいつでも無期転換の申込みが出来ますか?

A: いつでも無期転換の申込みが出来ます。有期労働契約の通算契約期間が5年を超えており、5年のタイミングで無期転換の申込みをせずに有期雇用契約を更新した場合の、新たな有期契約労働期間においても無期転換の申込みが出来ます。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。№.03-5695-7700